

**令和元年台風第 19 号による災害の発生に伴う
住宅瑕疵担保履行法に基づく届出等の取扱いについて**

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）」及び「令和元年台風第 19 号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第 129 号）」に基づき、第 20 回基準日（令和元年 9 月 30 日）に係る届出が期限内に提出されなかった義務不履行の免責の措置等が実施されることになりました。

内容については、下記のとおりです。

記

1 届出期限（令和元年 10 月 21 日）の延長について

対 象 者：特定被災地域（※）内に主たる事務所を有する建設業者で、住宅瑕疵担保履行法に基づく第 20 回基準日（令和元年 9 月 30 日）に係る届出をしようとするもの。

延長期間：届出期限を令和 2 年 1 月 31 日とする。

※特定被災地域

（東京都内） 墨田区・大田区・世田谷区・豊島区・北区・板橋区・練馬区・
八王子市・立川市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・
小金井市・日野市・福生市・狛江市・東大和市・武蔵村山市・
多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・檜原村・
奥多摩町・大島町

2 届出について

令和元年台風第 19 号により、届出をその期限までに行うことができなかった者については、令和 2 年 1 月 31 日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問われません。

その他不明な点がありましたら、個別にご相談下さい。

相談先：東京都都市整備局市街地建築部建設業課
履行法担当 03-5321-1111